

令和元年5月31日
(2019年)

西宮市政記者クラブ 各位

厚生第1課長
財政課長

生活保護の統計調査の数値誤りによる普通交付税の過大交付について

1. 概要

厚生労働省に月次で報告している被保護者調査について、医療扶助人員数の報告数値に誤りがあり、その数値をもとに算定されている普通交付税が、平成28年度から30年度までに約7億8千万円過大に交付されていた事実が判明しました。

被保護者調査の数値誤りに関しては、平成31年3月中に厚生労働省に訂正分の報告を行い、普通交付税の過大交付については、今後、兵庫県による交付税検査を受け、翌年度（令和2年度）の普通交付税額の算定において、錯誤措置額として減額される予定です。

2. 経緯

平成29年度普通交付税額の決定時に、交付税額決定の元となる基準財政需要額のうち、生活保護費の伸びが例年に比べて大きかったことから、報告数値について検証した結果、平成27・28年度の被保護者調査における医療扶助人員数の統計数値に誤りがあることが判明しました。その後、統計の修正作業を進めていく中で、平成29・30年度の数値にも誤りがあることが判明したため、修正作業を進め、兵庫県に報告したものです。

3. 誤りの原因

普通交付税額の算定において、平成28年1月から本格稼働となった新生活保護システムの統計数値により報告を行っていました。本システムは、以前のシステムと違い、医療扶助登録の有効期間が切れた場合に、システム上の廃止処理を行う必要があったにもかかわらず、適切に廃止処理が行われていなかったため、平成28年1月から平成31年1月までの統計上の医療扶助人員が過大に計上されていました。その結果、平成28年度から30年度までの普通交付税が過大に交付されることとなりました。なお、被保護者への生活保護費の支給については適正に行われています。

4. 再発防止策

統計担当と医療券発行担当が連携し、毎月の被保護者調査の処理時に、廃止処理漏れのデータがないか、また前月までの数値と比較し、大きな増減がないか確認します。交付税担当においても、生活保護扶助費の決算の動きと比べて、不自然な増減がないか確認し、適切な数値を報告します。

【お問い合わせ】

生活保護の統計調査の数値誤りについて	厚生第1課	0798-35-3140
地方交付税制度全般について	財政課	0798-35-3414